

# 令和6年度から義務化された事項について

## （地域密着型サービス）

1. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、令和6年度から義務化されたもの
2. 令和6年度から義務化された事項の内、未実施の場合に減算となるもの

# 1. 令和3年度介護報酬改定による経過措置事項の内、 令和6年度から義務化されたもの

## 全サービス

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 業務継続に向けた取組の強化
- (3) 高齢者虐待防止の推進
- (4) 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ



令和6年4月1日以降未実施は、基準違反

## 2. 令和6年度から義務化された事項の内、 未実施の場合に減算となるもの

全サービス

(2) 業務継続に向けた取組の強化



業務継続計画未実施減算

※経過措置あり

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

## 2. 令和6年度から義務化された事項の内、 未実施の場合に減算となるもの

全サービス

(3) 高齢者虐待防止の推進



高齢者虐待防止措置未実施減算

※経過措置なし